

以上は重任できない。

第11条 第3条で規定した事業を遂行するために、重要な事業については、それぞれ委員（および委員長）をおく。委員（および委員長）は、会長が委嘱する。

以上

### 根研究会学術賞規定（案）

1. 本会は、会則第3条に基づき、本規定を定める。
2. 本会は、植物の根（その他の地下器官を含む、以下同様）およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与したものに対して根研究会賞を贈り、これを表彰する。
3. 根研究会賞としては、根研究会学術功労賞、根研究会学術奨励賞、根研究会学術論文賞、および根研究会学術特別賞をおく。根研究会学術功労賞および根研究会学術奨励賞は、植物の根およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与した根研究会会員の研究を対象とする（すでに原著論文として発表されたもので、少なくともその一部が、根研究会の研究集会・シンポジウムなどの会合、あるいは会誌で紹介されていること）。根研究会学術論文賞は、植物の根およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与した根研究会会員の論文を対象とする。発表媒体や発表形態（例えば、原著論文であるか総説であるか）を問わない。根研究会学術特別賞は、植物の根およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与した業績を対象とする。会員であるかどうか、また業績の形態（例えば、出版物かどうか）を問わない。
4. 根研究会賞はいずれも、会員から推薦のあった対象について、評議員が審議し、その結果を踏まえて、会長および副会長が協議して決定を行なう。ただし、現職の会長および副会長は推薦をすること、および推薦を受けることができない。なお、各会員が1年間に推薦できるのは、それぞれの部門について1件とする。

以上